

# 後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

## 平成21年度 後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**又は**普通徴収**によりお支払いいただいております。  
平成21年度の保険料のお支払い方法については、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

### 特別徴収の方

平成21年4月より偶数月に年金からの差引きにより保険料をお支払いいただきます。(※1)

### 普通徴収の方

平成21年7月から22年3月までの9回(予定)で口座振替または納付書により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方等を除く)で、平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成21年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成20年 4月2日 ~ 平成20年10月2日 の間	普通徴収はありません	平成21年4月から (※2)
平成20年10月3日 ~ 平成21年 4月1日 の間	平成21年7・8・9月	平成21年10月から

(※2) 本年2月4日までに、特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行っている方は、平成21年7月から**普通徴収**となります。

## ○平成20年度中に保険料の軽減等の理由で特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成21年度は、7～9月は**普通徴収**となり、10月以降は**特別徴収**により保険料をお支払いいただくこととなります。(※1)

(※1) 1月号の広報あそでもお知らせしましたが、後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から差引き)によりお支払いいただいている方は、申出により口座振替に変更することができます。

3月末日までに市役所に口座振替への支払方法変更の申出を行った場合、6月の年金からの保険料差引きを中止することができます。4月の年金からの保険料差引きについては、既に期日が過ぎているため中止することはできません。  
詳しくは、下記問い合わせ先におたずねください。



### 【後期高齢者医療制度や保険料についてのお問い合わせ先】

高齢者支援課 高齢者医療係 ☎22-3145

内牧支所市民係 ☎32-1111 波野支所市民係 ☎24-2001

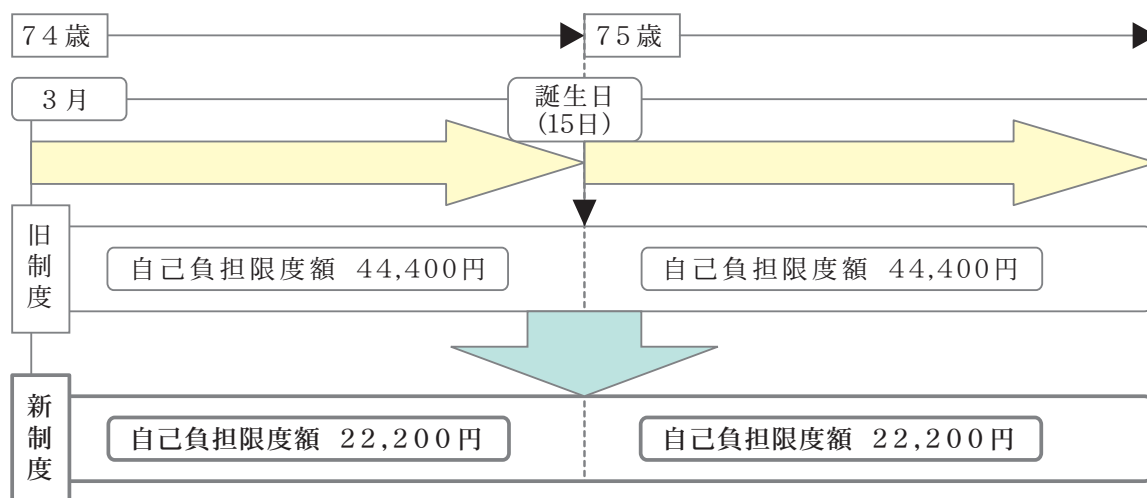
## ～ 75歳誕生月の高額療養費自己負担限度額について～

平成21年1月より、75歳の誕生月に限り、75歳になるまでに加入していた医療保険制度（国民健康保険、社会保険等）と75歳以降の後期高齢者医療制度それぞれの高額療養費の自己負担限度額が2分の1となるため、両方をあわせると今までの限度額と同じになります。

※ 誕生日が1日の方は、誕生月に加入している医療保険制度が後期高齢者医療制度のみのため対象とはなりません。

※ 65歳から75歳の間に障害認定により後期高齢者医療に加入された方は対象となりません。

(例) 平成21年3月15日に75歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入となる方が1ヶ月間入院していた場合（1か月の自己負担限度額が44,400円の方の場合）



※ 75歳になられる方が社会保険等の被保険者本人だった場合、その被扶養者の方は国民健康保険に加入されることになります。その月に限り、その被扶養者の方も高額療養費の限度額が2分の1となります。

### 高額療養費 とは・・・

1か月に医療機関の窓口にてお支払された金額（医療費部分）が自己負担限度額を超えた場合にその超えた部分を支給する制度です。

後期高齢者医療制度では一度高額療養費の申請をしていただくと、翌月以降に高額療養費に該当した場合は登録された口座に自動的にお振り込みいたします。

### 熊本県動物愛護管理ホームページの開設のお知らせ

熊本県では、迷子犬や、譲渡対象犬についての情報提供等を行うため、ホームページを開設しました。アドレスは以下のとおりとなっていますので、犬がいなくなった場合や、犬の譲り受けを希望される方は、是非ご覧ください。



※ホームページアドレス：<http://www.kumamoto-doubutuaigo.jp/>

注1) このホームページは犬の写真など画像を多く含むため、パソコンでの閲覧を想定して作成しています。

注2) 携帯電話での閲覧は機種によって可能ですが、画像を多く含むため、通信料にご注意のうえご覧ください。

※犬やねこを捨てることは犯罪行為です。法律により処罰（50万円以下の罰金）されます。